

商品概要説明書

マイカーローン フィット（ジャックス保証）

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン ジャックス
ご利用いただける方	○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上完済時年齢 81 歳未満。 （＊新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方） ＊3 月に高校・専門学校・短大・大学（院）のいずれかを卒業予定で同年 4 月に就職される方。 ○継続して安定した収入のある方。＊パート・アルバイトも可。 ○借換の場合、借換対象マイカーローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅滞がない方。（返済実績が 6 ヶ月以内の場合は、その期間に準じます。） ＊約定返済未到来も取扱可能です。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族（同居有無は問いません）が必要とされる次のご資金が対象です。 ①自動車（自動二輪者を含む）のご購入資金。 ②カー用品・車検・修理・運転免許証取得費用。 ③マイカーローン借換資金。（残価設定型ローンの残価部分の借換含む） ⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は 100 万円以内とします。） ＊事業性資金は対象外となります。 ＊家族は親子間のみの取扱となります。 ＊自動車と同時購入のカー用品等については、30 万円を限度として見積書等不要で、ご本人様口座へ振込可能です。（オプションプラス制度）
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内。（1 万円単位） ＊借換の場合は残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6 か月以上 15 年以内。（1 ヶ月単位）
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、

	お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。 ○新卒者に限り、元金据置払いが可能です。 (10 月から翌年 3 月までの就職前 6 か月以内)
担保	○不要です。
保証人	○原則として保証人は不要です。 但し、次の場合は徴求いたします。 ① 株式会社ジャックスが必要と認めた場合 ② 貸出対象者が未成年者または新卒者の場合は、親権者の連帯保証人を徴求いたします。
手数料	○ご融資の際、当 J A に対して事務手数料 3,300 円 (消費税等含む。) が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 ① 全額繰上返済の場合…無料です。 ② 一部繰上返済の場合…無料です。
必要書類	(1) 本人確認書類…運転免許証・パスポート等、当 JA 所定のもの。 新卒者の場合は、学生証・就職先からの内定通知書 (写し) (2) 所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。 自営業者…確定申告書の写し。 *e-Tax を利用した確定申告書をご使用する場合は受信通知の提出をお願い致します。(エラー情報が無い事。) *書面申告による確定申告書を使用する場合は、「申告書等情報取得サービス」等により税務署が受付した事実が確認出来るもののご提出をお願い致します。 *但し、融資金額 500 万円以下の場合は省略可能です。 ○資金使途を確認する書類 新規の場合…見積書、注文書、売買契約書何れかの写し。 借換の場合…①残存期間および残高が確認できる書類の写し。 借換の場合…②直近 6 ヶ月間で返済遅滞がないことが確認できる書類の写し。 *契約直後等で返済期間が 6 ヶ月未満の場合はその期間に準じます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け

	付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県 J A バンク相談所にお申出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3581－2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 成田市

